



利用申込書及び利用規約

ご記入後、原本を郵送にてお送りください。

(〒466-0059 愛知県名古屋市中区昭和区福江2丁目9-33 株式会社 style-plus 宛て)

PDFを「info@styleplus-g.com」宛にお送りいただくと、利用開始へのお手続きがスピーディーです。

電子押印の場合は、該当システム上にて書類締結を完了させていただきますようお願いいたします。

お申込日 : 年 月 日
貴社名 :
代表者名 : (印)
貴社所在地 :

第1条(業務の委託及び本規約の適用)

1. 申込者(以下「甲」という)は株式会社 style-plus(以下「乙」という)に対し、甲が指定する要件を備えた人材の探査、調査、紹介、公募等に関するコンサルティング業務(以下「本業務」という)を委託し、乙はこれを受託する。乙は、甲の選考過程に人的に介在し、求職者の推薦(推薦とは、乙が甲に求職者の個人情報を提供することを指し、以下、乙が甲に推薦する求職者を「候補者」という)、面接の調整、選考結果の伝達、候補者の意思承諾の確認等を行う。

2. 乙は信義誠実の原則に従って本サービスを提供し、本業務を遂行する。

3. 本サービスは、おもに各種学校に在籍していない、中途入社の人材(以下「非在学者」という)を紹介するサービスであるが、状況又は時期により、各種学校に在籍している、中退予定の学生(以下「中退予定者」という)、卒業予定の新卒者(以下「新卒者」という)、又は日中の時間帯での就業を希望している夜間クラスの学生(以下「夜間学生」という)を紹介することがある。甲が本申込書により申込をして本サービスを利用する限り、紹介する人材が上記のいずれであっても、本規約が適用されるものとする。

第2条(契約の成立)

1. 甲が乙に利用申込書を送付し、乙が当該利用申込書を受領したときに、記載された申込日を締結日として契約が成立するものとする。

2. 乙は、乙の社内審査によって甲が本サービスの利用者として適切でないと判断した場合(本規約第11条に記す反社会的勢力に該当することが発覚した場合等)には、サービスの利用を拒むことができる。

第3条(委託手数料)

1. 委託手数料は、採用が決定した候補者(以下「採用決定者」という)が非在学者、中退予定者、新卒者、夜間学生のいずれであるかに関わらず、採用決定後、甲に入社したときに発生するものとする。

2. 甲は、前項に基づき発生した委託手数料を乙に支払う。委託手数料の金額は下記の通りとする。

①採用決定者が、本サービスにおいて乙が実施する、若年層を対象とした就職に向けた研修(以下「研修」という)を修了した者である場合委託手数料 100 万円(税別)

②採用決定者が、研修を修了していない者であって、かつ理論年収が 343 万円以上の場合

委託手数料理論年収の 35%に相当する金額(税別)

→甲と採用決定者本人が合意した理論年収の 35%に相当する金額(税別)。なお理論年収とは、月給(基本給、通勤交通費を除く一切の諸手当、固定残業制の場合の残業代の合計額)の 12 か月分に、想定される年間賞与、および当該採用決定者と同等の年次又は年齢の従業員に支払われる平均的な年間の報奨金

(インセンティブ)を加算した金額を指すものとする。固定残業制を採用していない場合の残業代および固定残業時間超過分の残業代は含まれない。

③採用決定者が、研修を修了していない者であって、かつ理論年収が 343 万円未満の場合委託手数料 100 万円(税別)

3. 委託手数料の支払については、採用決定者が入社した日から 2 週間以内(入社日の翌日から起算して 14 日以内)に、乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払う。振込手数料は申込者の負担とする。

第4条(労働条件通知書)

1. 甲は、候補者を選考し、内定を出すことを決定したときは、内定を出す旨を乙に通知すると同時に、又は通知後速やかに、当該候補者の雇用条件について記した労働条件通知書を乙に送付する。

2. 労働条件通知書の様式(ひな形)については、可能な限り乙が提供する様式(ひな形)に従うものとし、乙は、甲が遅滞なく記入済の労働条件通知書を乙に送付できるよう、甲にひな形を送付しなければならない。

3. 乙は、甲より記入済の労働条件通知書を受領後、候補者への内定通知の前後に候補者に送付し、内定を承諾するかどうかの意思決定を支援する。

第5条(採用決定通知書)

1. 候補者が内定承諾をしたときに採用決定となり、乙は、採用決定後、甲に対し採用決定通知書を発行する。採用決定通知書には、甲の社名、採用決定者の氏名、採用決定日(候補者の内定承諾日又はそれに準じる日付)、入社予定日、及び委託手数料を記載する。2. 委託手数料について、採用決定者が研修を修了しておらず、かつ理論年収が 343 万円以上である場合(第3条第2項の②に該当する場合)、乙は、甲より受領した当該採用決定者の労働条件通知書に記載された賞金・手当等の金額より、理論年収及び委託手数料を算出して、委託手数料を採用決定通知書に記載する。

3. 甲は、乙より受領した採用決定通知書の内容を速やかに確認し、甲の住所、社名、及び代表者名を記し、押印をした上で乙に送付する。

4. 甲は、記名押印した採用決定通知書を乙に送付した時点で、採用決定者の入社を条件として、委託手数料の支払を承諾した



ものとする。

5.前項に関わらず、候補者の内定承諾後、甲が内定通知書等、採用決定通知書に準じる書類を乙に送付していたときは、甲は、当該書類の送付をもって前項に記す承諾をしたものとみなす。

6.乙が甲に対して採用決定通知書を発行したのち、甲が第3項に定める乙への送付、又は送付についての連絡を行わず、かつ乙からの問い合わせに対して1か月を経過してもなお何らの回答もしなかった場合、乙は、甲が第4項に定める承諾をしたものとみなすことができる。ただし、甲が合理的事情により回答が不可能な状態であったことを客観的に証明した場合はこの限りでない。

第6条(内定辞退及び退職の保証)

1.採用決定者が内定辞退等により入社に至らなかった時、又は入社後、早期退職をした時の乙の保証については、以下の通りとする。

①内定辞退

入社予定日までに採用決定者が自己の都合により内定を辞退した場合、本規約第3条第1項により委託手数料は発生しない。

②早期退職

採用決定者が入社後、本人の責めに起因する事由により3か月未満で退職した場合、入社から退職までの期間に応じて以下の割合の金額を返金する。委託手数料を未払いの場合は、支払義務は消滅する。

(1)入社日から1か月未満での退職 80%

(2)入社日から1か月以上2か月未満での退職 50%

(3)入社日から2か月以上3か月未満での退職 25%

2.内定辞退又は退職が判明した場合、甲は乙に対して、内定を辞退した日又は退職日を含む月の翌月4営業日までにその旨を報告しなければならない。報告の際、甲は、内定辞退の場合は内定辞退確認書(又はそれに準ずる、申込者が指定する書類)を、退職の場合は退職確認書(又はそれに準ずる、申込者が指定する書類)を送付するものとし、当該書類には内定を辞退した日又は退職日を明記する。内定辞退又は退職が、第7条(内定辞退及び退職の保証に対する例外)に該当するとき、又は上記期日までに甲が内定辞退又は退職の報告をしなかったときは、返金が行われず、甲が委託手数料を未払いの場合には、支払義務を負うものとする。

3.退職理由が、採用決定者本人の責めに帰すべき事由に基づく甲の解雇である場合、甲は、当該解雇の原因となった本人の行為等の具体的事実を詳細かつ正確に乙に説明し、かつ、解雇をする上で適用した、甲の就業規則に定める解雇事由の内容を乙に通知するものとする。乙がこれらを確認し、当該解雇が合理的な理由に基づくものであると判断したときは、本条第1項の②に準じて、退職までの期間に応じた返金を行うものとする。

4.採用決定者が、甲乙いずれの責めにも起因しない不測の事態による事故・病気・死亡等により入社に至らなかった時、又はそれらの理由により入社後、3か月未満で退職をした時の対応については、甲乙協議の上、決定する。

第7条(内定辞退及び退職の保証に対する例外)

1.採用決定者の辞退理由が、当該決定者に提示された労働条件が虚偽の内容であることが発覚した、又は甲が法令違反行為を行っていることが発覚した等、甲の責めに起因する事由による場合は、前条に記す保証は適用されず、当該内定辞退より前に甲が採用決定通知書又は内定通知書等を乙に送付していた場合には、甲は委託手数料の支払義務を負うものとする。

2.甲の都合による内定取り消しにより、採用決定者が入社しなかった場合も前項と同様とし、内定取り消しより前に甲が採用決定通知書又は内定通知書等を乙に送付していた場合は、甲は委託手数料の支払義務を負うものとする。

3.名目上もしくは形式上の理由に関わらず、採用決定者の退職理由が、甲と採用決定者が合意した労働条件等の内容又は甲より採用決定者に提示された就業規則の内容と実態とが異なることに起因する場合、その他甲の責めに帰すべき事由に起因する場合、又は甲の都合による解雇等による場合も、前条に記す退職の保証は適用されないものとする。

第8条(禁止事項)

1.甲が候補者を不採用としたとき、又は採用決定者が内定を辞退したとき、当該不採用とした日、又は内定辞退をした日より起算して12か月以内に、甲が乙に無断で当該候補者又は採用決定者(以下「不採用決定者等」という)と接触・交渉し、不採用決定者等が甲に入社したことが発覚した場合、甲は違約金として、第3条に記す委託手数料と同額を乙に支払う。

2.甲が故意に前項の行為を行った場合、甲は乙に対し、第3条に記す委託手数料の倍額を支払う。ただし、甲が乙に対し、予め不採用決定者等を再選考することを知し、かつ、再選考の結果、不採用決定者等を採用することとなった旨を乙に報告したときは、第3条に記す委託手数料のみを支払う。

第9条(求人票等の作成及び権利の帰属)

1.甲は、本サービスを利用するにあたり、甲の求人情報を記載した求人票及びスカウトメール等(以下「求人票等」という)の作成を乙に委託、又は甲自身が作成して乙に提供する。なお甲自身が作成する場合、甲は求人票等の作成にあたり、乙の指定する仕様を遵守しなければならない。

2.乙が作成した求人票等の著作権等の知的財産権(以下「知的財産権等」という)は、乙に帰属する。ただし、乙による求人票等の作成に関し、甲が自己又は第三者の知的財産権等を含む資料等を乙に提供したときは、当該資料等の知的財産権等は甲又は当該第三者に留保されるものとする。

3.甲は、乙に提供する資料等が、第三者の知的財産権等を侵害するものでないことを保証する。

4.甲が前項を遵守する限り、乙は、乙が作成した求人票等が第三者の知的財産権等を侵害するものでないことを保証する。

5.甲及び乙は、第三者より、求人票等又は資料等が当該第三者の知的財産権等を侵害している等の苦情、警告、通知、訴訟の提起等がなされた場合、相手方に対し速やかに通知しなければならない。帰責事由がある当事者は、自己の責任と費用負担においてこれを解決しなければならない。

6.甲は、乙による事前の承諾がある場合を除き、本サービスにおいて乙が作成した求人票等を自己もしくは第三者の保有する媒体等に掲載・転載し、又は複製・複写してはならない。

第10条(求人情報)

甲及び乙は、以下に記載する事項を確認の上、求人票等を作成する。

(1)求人票等に記す求人情報(労働条件等)に関する責任は甲にあることを了承し、かつその内容が正確であること

(2)求人情報の内容に関して過去に苦情が発生したことがない、又は苦情に関して確認の上、解消措置をとっていること

(3)甲の事業内容が監督官庁の許認可等を要するものであるときは、甲は適正・適法に許認可を得ていること

(4)下記の、募集を差し控えるべき求人でないこと

イ事業又は募集の内容が法令に抵触するもの

ロ基本的人権又は均等な雇用機会を損なうもの

ハいわゆる悪質商法等の社会的に指弾を受けるような事業や、風俗営業関係事業であつて風紀上好ましくないものなど、社会倫理又は社会秩序に反すると認められるもの

ニ公衆衛生上有害な業務を内容とする事業に該当するものヘストライキもしくはロックアウトが行われている、又はストライキもしくはロックアウトが行われるおそれの多い争議が発生している旨の通報が、労働委員会から公共職業安定所になされたことが判明しているもの

第 11 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自己及び自己の役員(代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者)が現在及び過去に以下のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等、その他反社会的勢力であること。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与している企業に勤務し、あるいはその経営に関与していること。

(3)反社会的勢力を利用したこと。

(4)反社会的勢力に対して、自己又は関連する個人もしくは企業等を通じて、資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしたこと。

(5)反社会的勢力と、社会的に非難されるべき関係にあること。

(6) 暴力的な要求行為及び法的責任を超える不当な要求をしたこと。

2. 甲及び乙は、現在及び将来にわたって自己の業務委託先として前項各号に記す反社会的勢力を利用しないことを表明しこれを保証する。

3. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

4. 甲及び乙は、相手方が前 3 項のいずれかに違反したときは、何らの催告を要せずに直ちに本規約を無条件で解除することができる。

5. 前項により解除者に損害が生じた場合は、被解除者が賠償する。

第 12 条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本サービスの利用又は提供の過程で知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報(以下「秘密情報」という)を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの利用又は提供のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。なお、秘密情報の開示の方法は、文書、口頭、電磁的記録媒体、電子メール等その態様を問わない。

2. 前項の定めに関わらず、次の各号に該当する情報は、本規約における秘密情報には該当しない。

(1)開示を受けた際、既に公知となっている情報

(2)開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(3)開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

(4)正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

(5)相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

第 13 条(個人情報の保護)

1. 甲及び乙は、本サービスの利用又は提供の過程で知り得た、候補者等の個人情報(個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報。以下「個人情報」という)を、情報主体である本人の同意なく第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

2. 甲は、個人情報を自己の採用という目的のみに利用することとし、本人の同意なく当該目的以外の目的に利用してはならない。

3. 甲は、個人情報の開示が必要不可欠である甲の役員、社員に対してのみ必要最小限の範囲で開示する。

4. 甲及び乙は、個人情報の管理主体として、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の想定されるリスクに対応するため、合理的な人的・物的・技術的対策を講じなければならない。

5. 甲は、個人情報の全部又は一部を第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。ただし甲は、委託先に対する管理・監督責任を負うものとし、委託先の全ての行為及びその結果について責任を負う。委託先の責により乙に損害が生じたときは、委託先と連帯して賠償責任を負う。

6. 甲が委託先に委託する場合、甲は次の各号の定めを遵守する。

(1)個人情報について十分な安全管理基準を満たす委託先を選定する。

(2)個人情報を委託先に提供する前に、甲と委託先との間で、個人情報を厳重かつ適正に取扱う旨を定める契約を締結し、本規約に定める甲の義務と同等の義務を委託先にも負わせる。

第 14 条(個人情報の返却又は廃棄)

甲は、本業務が終了した後、乙の指示に基づき個人情報をすみやかに返却又は廃棄するものとする。ただし、本業務の結果として情報主体が甲の従業者となった場合、当該情報主体の個人情報に関してはこの限りでない。

第 15 条(事故時の責任)

個人情報について、甲が原因で不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩などの事故が発生した場合は甲が責を負うものとする。

第 16 条(損害賠償)

甲又は乙は、本業務の委託又は遂行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し損害賠償を請求できるものとする。

第 17 条(契約解除)



1. 甲又は乙は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、何らの催告なく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除することはできない。

(1) 本規約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき

(2) 本業務の遂行に関し、甲又は乙が相手方より知らされた事実虚偽があったとき

(3) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があったとき

(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(5) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(6) 事業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、又はその決議をしたとき

(7) 主要な株主又は経営陣の変更がなされ、相手方が本契約を継続することを不適当と判断したとき

(8) 監督官庁から営業停止又は営業許可もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(9) 資本の減少、営業の廃止、休止もしくは変更又は合併によらない解散の決議をしたとき

(10) 公序良俗その他社会一般の法規に抵触する事態にある、又はそのおそれがあると判断されるとき

(11) その他前各号に準ずるような、本契約を継続し難い重大な事由又は債権保全を必要とする相当の事由が発生したとき

3. 前2項により解除が行われたときは、被解除者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

4. 第1項又は第2項に基づく解除により解除者に損害が発生したときは、解除者は、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

第18条(有効期間及び解約)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日(利用申込書に記載の申込日)より1年間とする。但し、期間満了の1か月前までに甲又は乙から変更又は解約の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2. 本規約第8条、第9条、第12条～第16条、第21条及び第22条については、解約後もなお効力を有するものとする。

3. 本規約又は利用申込書の定めに基づき既に発生した委託手数料、返金又は賠償金等の支払いが未履行である場合は、完済まで支払義務は消滅せず、本業務終了後もこれに関する定めはなお効力を有するものとする。

第19条(法令遵守)

甲及び乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法規、労働基準法等の労働関係に関する法規、個人情報保護に関する法規、その他本規約及び本業務に適用される一切の日本国法規を遵守する。

第20条(旧契約の終了)

1. 甲乙間で、過去に「コンサルティング業務の委託に関する契約書」による契約を締結している場合は、本契約の成立をもって、当該過去の契約は効力を失うものとする。

2. 前項に基づき、過去の契約が効力を失う場合、当該契約を原契約として締結された覚書についても、当然にその効力を失うものとする。

第21条(合意管轄)

本規約に関する甲乙間の一切の訴訟については、被告の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条(協議)

本規約に定めのない事項、又は本規約において解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間で信義誠実の原則に則り、協議の上、円満に解決を図るものとする。